



茨城県医師会

早わかりブック

ダイジエスト版



Contents

■医師会とは	1
■医師協同組合とは	6
■医師協同組合の事業のご案内	7
■茨医会とは	9

医師会とは

茨城県医師会は昭和22年11月1日新制医師会として発足以来、医道の高揚、医学及び医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的としてさまざまな活動を行っております。

また、会員である医師の相互扶助や生涯教育など会員を側面からサポートする様々な事業を行っております。

■茨城県医師会定款（抜粋）

第3条 本会は、日本医師会及び茨城県内に所在する郡市等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

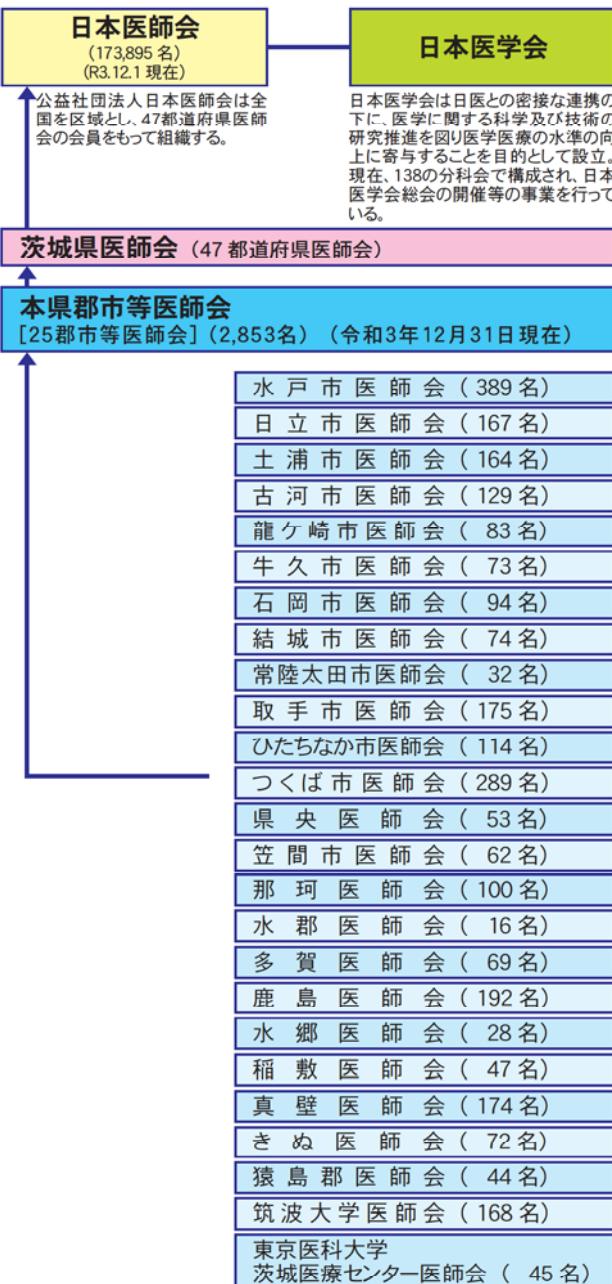
- (1)医道の高揚に関する事項
- (2)医学教育の向上に関する事項
- (3)医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4)医師の生涯研修に関する事項
- (5)医学、医療の国際交流に関する事項
- (6)公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7)地域医療の推進発展に関する事項
- (8)地域保健の向上に関する事項
- (9)保険医療の充実に関する事項
- (10)医事法規の整備に関する事項
- (11)医療施設の整備に関する事項
- (12)医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13)医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14)母体保護法指定医に関する事項
- (15)その他本会の目的を達成するため必要な事項

1 医師会の組織

医師会には全国組織として「日本医師会」があり、都道府県レベルとして「都道府県医師会」、都市レベルで「都市等医師会」があります。

各医師会は法人格をもち、それぞれが独立しておりますが、相互には緊密な連携を保ち、日本医師会は都道府県医師会会員をもって、都道府県医師会は各都市等医師会会員をもってそれぞれ組織されております。

2 医師会の構成



医師会とは

3 茨城県医師会の構成

■茨城県医師会会員

(2,853名)

私的病院、診療所の開設者・
管理者である会員

[県医A会員]

1,382名 (48.4%)

A、C会員何れにも該当していない会員

[県医B会員]

1,258名 (44.1%)

筑波大学医師会、東京医科大学茨城医療
センター医師会に所属している会員

[県医C会員]

213名 (7.5%)

■日本医師会会員

(173,895名)

病院・診療所の開設者、管理
者およびそれに準ずる会員

[日医A①会員]

82,946名 (47.7%)

病院・診療所の開設者、管理者およびそれに
準ずる会員ならびに医師法に基づく研修医以外の会員

[日医A②(B) 会員、B会員]

84,167名 (48.4%)

医師法に基づく研修医

[日医A②(C) 会員、C会員]

6,782名 (3.9%)



4 会員の構成

■茨城県医師会会員区分

【A会員】

私的病院、診療所の開設者・管理者である会員

【B会員】

A、C会員何れにも該当していない会員

【C会員】

筑波大学医師会、東京医科大学茨城医療センター医師会に所属している会員

■日本医師会会員区分

【A①会員】

病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員

【A②（B）会員】

上記A①会員およびA②（C）会員以外の会員

【A②（C）会員】

医師法に基づく研修医

【B会員】

上記A②（B）会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

【C会員】

上記A②（C）会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

■入会手続き

各都市等医師会で手続きして下さい。



■会費（令和3年度現在）

・茨城県医師会会費（年額）

A会員 70,000円～230,000円

A 1 前々年の総所得金額が300万円未満の者

A 2 前々年の総所得金額が300万円以上400万円未満の者

A 3 前々年の総所得金額が400万円以上800万円未満の者

A 4 前々年の総所得金額が800万円以上1,200万円未満の者

A 5 前々年の総所得金額が1,200万円以上1,600万円未満の者

A 6 前々年の総所得金額が1,600万円以上の者および法人の管理者である会員

B会員 25,000円

C会員 13,000円

・日本医師会会費（年額）

A①会員

126,000円 医師賠償責任保険料等66,000円を含む
A②（B）会員（4月1日現在）31歳以上

68,000円 医師賠償責任保険料40,000円を含む

A②（B）会員（4月1日現在）30歳以下

39,000円 医師賠償責任保険料11,000円を含む

A②（C）会員

21,000円 医師賠償責任保険料15,000円を含む

B会員 28,000円

C会員 6,000円

・都市等医師会会費

それぞれの都市等医師会によって異なります。

■会費減免制度について

日本医師会

(1)高齢を事由とする場合

年齢が満83歳以上で、日本医師会に20年以上在籍している会員が対象です。期の途中で満83歳に達する場合、満83歳になる誕生日の属する期から会費減免の対象となります。

(2)疾病その他特別の事由による場合

(3)出産育児の事由による場合

減免期間は、出産日の属する年度の翌年度1年間です。

(4)研修医の事由による場合

減免期間は、医師法に基づく研修医の期間です。

茨城県医師会

(1)入会後5年以上の会員が満83歳以上になる場合

年度中途で満83歳に達する場合、その達した月日の属する納期分より適用されます。

(2)傷病或いは著しい災害を受けた場合

(3)出産育児をする場合

減免期間は、出産日の属する年度の翌年度1年間です。

(4)業務を廃止し、又は休止した場合

(5)その他前各号と同等の理由と認められる場合

研修医の事由による場合も含みます。減免期間は、医師法に基づく研修医の期間です。

※上記の減免の手続きは各所属都市等医師会を通じて申請して下さい。

■入会金について

新たにA会員になられた先生に、入会金のご負担をお願いしております。

(1)新規開業の場合 300,000円

(2)同一医療機関内管理者変更

①管理者の交替 50,000円

②死亡による場合 300,000円

300,000円該当の入会金に限り分割納入を認め
100,000円ずつ3回としております。



医師会とは

5 茨城県医師会活動内容

1. 茨城県医師会代議員会

代議員は、郡市等医師会で会員総数が50名以内の医師会においては1名、50名を超えるものにおいては、50名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数(ただし、筑波大学医師会、東京医科大学茨城医療センター医師会で会員総数が100名以内の医師会においては1名、100名を超えるものにおいては、50名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数)で選出された代議員(総計68名)により構成され、定例代議員会と臨時代議員会があります。主として、「収支予算」「事業計画」等の報告や、「収支決算」等を審議し、決議する機関です。

2. 茨城県医師会理事会

理事会は、会長1名、副会長3名、常任理事7名、理事6名、監事2名で構成されており、会務の執行にあたっています。理事会は、月2回開催し、会務の執行、運営に関する重要な当面する諸問題について協議がなされています。

3. 茨城県医師会各種委員会

茨城県医師会定款に基づき、「会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。」と明記されており、本会では21の委員会を設置し、会務の運営に関する協議がなされています。

※茨城県医師会役員業務分担表参照

4. 茨城県医師会裁判委員会

会員が医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの、本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したものに対し会長は裁判委員会を開催し裁判を下すことができる。なお、裁判は戒告と除名の2種とする(詳細は会員名簿の県医定款を参照)。

5. 茨城県医師会事務局

茨城県医師会事務局は、各事業部門を含め、会員への情報の伝達、会員福祉の向上、その他会員サービス向上に努力致しております。

お問い合わせは

茨城県医師会

〒310-0852 水戸市笠原町489

TEL 029-241-8446

FAX 029-243-5071

ホームページ <https://www.ibaraki.med.or.jp/>

E-mail office@ibaraki.med.or.jp



6 勤務医入会サポートデスク

茨城県医師会の勤務医組織率を向上させるための特例として、茨城県医師会勤務医入会サポートデスクを創設し、令和3年4月1日より運用を開始いたしました。

なお、対象者は40歳以下の日本医師会勤務医会員および制度発足後日本医師会まで入会しようとする勤務医とします。ただし、制度が安定するまでの当面の間、経過的に茨城県医師会まで入会の勤務医会員も対象とします。

また、サポートデスクに参加中の都市等医師会（※）における対象者については、

■入会・退会・異動手続きをサポートデスクが全て代行
(煩わしい手続きは一切なし)

■都市医師会入会金：無料

(新たな医師会への入会も安心)

■都市医師会費：年額24,000円に統一
(負担を軽減するため県内最低額にて統一)

なお、筑波大学医師会・東京医科大学茨城医療センター医師会につきましては、他都市医師会への入会手続きを県医師会事務局が全て代行いたします。

(両大学等医師会への入会・退会手続き等は従前のとおり)

※参加中の15都市等医師会（令和3年10月1日現在）
水戸市・土浦市・龍ヶ崎市・牛久市・常陸太田市・つくば市・県央・笠間市・那珂・鹿島・稻敷・きぬ・猿島郡・筑波大学・東京医科大学茨城医療センター

E-mail kinmui-support@ibaraki.med.or.jp

7 会員専用ページ及び、 メーリングリストのご案内

茨城県医師会では、会員専用ページ及び、メーリングリストを運営しております。

登録がお済みでない先生は、ぜひ、ご登録をお願いいたします。

○会員専用ページ

＜アクセス方法＞

- ・茨城県医師会ホームページ➡（右上）会員専用ページをクリック
- ・URL <https://www.ibaraki.med.or.jp/member/>

＜掲載コンテンツ＞

「県医師会報（pdf）、理事会速報（pdf）、会員向け周知文書等」

＜閲覧方法＞

事前登録が必要です。

会員専用ページアクセス後、登録のご申請をお願いいたします。

○メーリングリスト

会員同士の情報交換をしたり、県医師会報や理事会速報を会員専用ページにアップロードした際にお知らせをしたりします。

＜登録方法＞

登録ページにアクセス

茨城県医師会ホームページ➡医療機関の皆様へ➡メーリングリスト

https://www.ibaraki.med.or.jp/kikantop/ml_list/

○お問合せ先

県医師会事務局総務課 電話 029-241-8446

※令和3年8月時点

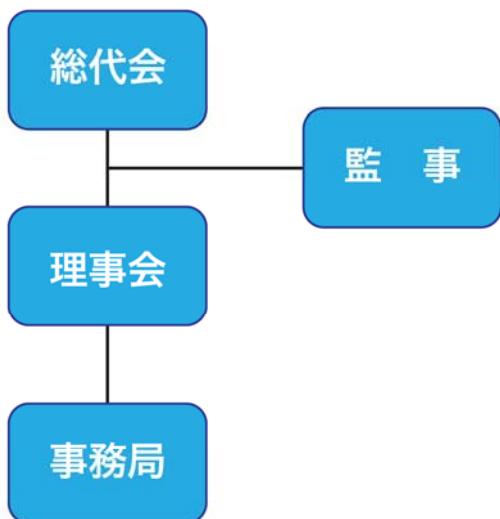
医師協同組合とは

茨城県医師協同組合は、平成9年4月、県医師会の福祉部門として相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されました。

県医師会・有茨医会・全国医師協同組合連合会等と連携し、各種事業運営を行い、組合員の皆様の病医院の効率的経営に寄与いたします。

1 茨城県医師協同組合の業務運営組織

日常業務は茨城県医師会調整課職員が担当しており、令和4年1月現在の組合員数は702名です。



2 茨城県医師協同組合への加入

■加入資格

組合員

次の要件を備える小規模事業者

- (1) 病院又は一般診療所において医療業を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

賛助会員

- (1) 茨城県医師会に属する勤務医
- (2) その他、組合が認めた者

■加入手続き・出資金

組合員

加入申込書を提出いただき、理事会の承認を経て、出資金の払込完了次第ご加入となります。出資金は1口10,000円で年会費等はございません。

賛助会員

加入申込書を提出いただき、理事会の承認を経てご加入となります。出資金・年会費はございません。

■お問い合わせ先

茨城県医師協同組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489

TEL 029-243-5537

FAX 029-284-1056

ホームページ <https://www.ibaikyo.or.jp/>

E-mail office@ibaikyo.or.jp

医師協同組合の事業のご案内



1

共同購買事業

■医療用品

医療用品カタログ（掲載アイテム数約 30,000 点、インターネット・FAX 注文）

■医療機器

超音波診断装置・X 線装置・心電計・AED・検査診断機器・治療機器・電子カルテほか

■ X 線空間線量測定サービス / 個人被ばく線量測定サービス

ドーズコレクタ・TLD バッジ

■ユニフォーム

診察衣、看護衣、スクラブ、事務服ほか

■医療関連書籍

医学書、診療報酬関連図書、年間購読雑誌、一般書、単行本ほか

■車両情報提供サービス

ボルボ、アウディ、BMW、ジャガー・ランドローバーなど輸入車が組合員特別価格

■不動産情報提供サービス

提携メーカー新築及び首都圏・全国のマンションが組合員特別価格

■医師協でんき

電力小売り自由化に伴い、取扱開始

■車買取サービス

中古車の無料査定・買取

■医療廃棄物処理事業

感染性廃棄物・廃試薬・水銀血圧計などの処理事業。ISO 認証業者と提携

■宿泊・旅行優待

ラフォーレ俱楽部、ザ グランリゾート等宿泊施設ご優待ほか

2

生命保険及び損害保険の代理業務

(有)茨医会・全国医師協同組合連合会取扱生命保険・損害保険各種、生命共済・休診共済

3

教育及び情報の提供に関する事業

医協の広報誌「茨医協ニュース」（季刊）の発行
茨城県医師会報「茨医協の貞」（6 頁）に毎月掲載
インターネット上への情報提供
医療機関向けへ研修会の開催



医師協同組合の事業のご案内

4 福利厚生に関する事業

物故組合員への香料・供花の謹呈

利用特典や割引がある便利なカードも取扱い中

○常陽銀行ゴールドカード

- 特典 1 常陽銀行 ATM 時間外手数料は何回でも無料
提携コンビニ ATM 取扱手数料は「月2回」まで無料
- 特典 2 年会費無料のゴールドカード、さらに ETC カードも年会費無料
- 特典 3 日常生活のお買い物でもカードを使ってポイントをためて、ステキな賞品に交換

○京成百貨店ロイヤルカード

- ・京成百貨店、京成百貨店つくばショップ、KEiSEI & sole（日立）でのお買物が8%ご優待でご利用いただけます。
《ご優待除外品》 セール品、食料品、催事品、レストラン・喫茶、専門店、修理代、箱代、ショッピングバッグ代、
送料、金券類、特選ブティック、京成が指定する一部ブランド

- 特典 1 入会金・年会費無料
- 特典 2 京成百貨店ロイヤル会員様向けイベントへのご招待
- 特典 3 ご入会者様お一人お一人に専属の外商員がつき、買い物のお困りごとなどに対応

茨医会とは

有限会社茨医会は、茨城県医師会の福祉事業を強化し会員の福祉に寄与することを目的に、茨城県医師会出資のもと昭和45年4月に設立し、現在は、茨城県医師協同組合出資の保険代理店です。

会員の皆様やご家族、従業員の方々を被保険者とする団体保険制度を運営しており、経営や日常生活に欠かせない保険の提案を行っております。また、法律の改正や医療を取り巻く環境の変化に応じた情報提供を行い、医療現場が抱える問題の解決策として保険を提案させていただくこともあります。

医師賠償責任保険をはじめとする団体保険制度をご利用いただくことで、会員の皆様がより安心して医療に従事できますよう支援をしてまいります。

＜お問合せ先＞ 有限会社茨医会 〒310-0852 水戸市笠原町489
TEL 029-243-3283 FAX 029-243-3660

1 損害保険事業

医師賠償責任保険、勤務医師賠償責任保険、介護指定事業者賠償責任保険、医療事故調査費用保険、クレーム対応費用保険、医療廃棄物排出者責任保険、サイバー保険、産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険、業務災害補償保険、役員賠償責任保険、企業総合補償保険、休業損失補償保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、代診費用保険、動産総合保険、機械保険、火災保険、自動車保険、傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険、ゴルファー保険、他

《取扱保険会社》

損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

茨城県医師会のもとで運営している保険代理店であることから、医療機関・医療従事者向けの保険商品を数多く取り揃えております。また、**会員の団体保険でのみご契約いただける保険商品や団体割引を適用した保険商品をご紹介することができます。**

2 生命保険事業

医療保険、終身保険、養老保険、定期保険、がん保険、認知症保険、収入保障保険、変額保険、こども保険、他

《取扱保険会社》

SOMPOひまわり生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

生命保険会社と連携しトータルライフコンサルタントが会員の皆様に合った最適なプランを設計しご提案いたします。

令和4年3月31日 発行

水戸市笠原町 489

編集兼
発行人 一般社団法人 茨城県医師会

電話 029 (241) 8446(代)
FAX 029 (243) 5071

水戸市千波町 2398-1

印刷所 コトブキ印刷株式会社

電話 029 (241) 1000(代)
FAX 029 (241) 1230

発行所 一般社団法人 茨城県医師会

IBARAKI MEDICAL ASSOCIATION

